

貿易関係証明発給システム

貿易登録（新規・切替）手順



大阪商工会議所
202203

貿易登録の流れ

1. 登録申請



2. 書類提出



3. 登録審査
【商工会議所】



4. 登録証受領

1. 登録申請

貿易登録のご案内ページにアクセスします。

登録先商工会議所名を確認し、下記項目を入力してください。

- ・企業名等
- ・担当者名
- ・メールアドレス
- ・メールアドレス（確認）

◎ブラウザは、**Google Chrome**をご利用ください。その他のブラウザでは正しく表示されない可能性がありますので、ご注意ください。

◎あらかじめ、Google Chromeで「ポップアップ許可」の設定を行ってください。

貿易登録のご案内

1. 誓約・貿易登録について

商工会議所で貿易関係証明を取得するには、申請に先んじて、「真実かつ正確な書類にて申請を行うこと」「発給後に疑義等が生じた場合は、商工会議所の定めた条件によって処理し、迷惑をかけないこと」を誓約していただく必要があります。この誓約は、「貿易登録」の手続きとして、商工会議所の会員/非会員を問わず貿易関係証明が必要なすべての事業者に行ってください。誓約内容をよくご理解のうえお手続きください。また、この誓約は証明書を申請する商工会議所ごとに必要となります。

登録先商工会議所 **必須** 大阪商工会議所

企業名等 **必須** 例：日本商事株式会社

担当者名 **必須** 例：日商 太郎

メールアドレス **必須** 例：taro.nisho@jcci.or.jp

メールアドレス確認 **必須** 例：taro.nisho@jcci.or.jp ※確認のため再度入力してください。

「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」と「商工会議所貿易関係証明罰則規程」を確認し、「送信する」を押してください。

※規程を開かない限り、「送信する」をクリックできません。

商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程

商工会議所貿易関係証明罰則規程

送信する

貿易登録のご案内ページで記入いただいたメールアドレス宛に、「貿易登録申請手続きのご案内」が届きますので、本文に記載の「(3) 貿易登録の申請」にあるURLをクリックして貿易登録の申請手続きを行ってください。

※メールが届かない場合はお問い合わせください。

URLをクリックすると、「貿易登録の申請」ページが表示されます。続けて、Step1.企業情報、Step2.署名者情報を入力してください。

※URLの有効期間は、メールが送信された日の翌日を起算日として60日後までです。

※申請内容に不備等があり、修正直す場合、同じURLを利用するため、受信メールは大切に保管してください。

(2)貿易登録手数料（消費税込み）

大阪商工会議所の登録手数料は以下の通りです。

貿易登録に必要な書類の提出と合わせて、商工会議所の窓口でお支払いください。

会員	無料
非会員	16,500円

(3)貿易登録申請を行うためのURL

<https://pre.jcci.or.jp/Magic33Scripts/MGraispi.dll?qwertuyiop=ASDFGHJKL=-2Qr2oedkKLs0I7sBpsor6fKr3>

上記URLの有効期限は 2021年◆月◆日 までです。

期限までに貿易登録申請を完了し必要書類を印刷してください。

代行業者の貿易登録について

代行業者が、システムを利用して発給申請等を代行する場合は、代行業者も貿易登録する必要があります。代行業者の貿易登録には、会員・非会員問わず、貿易登録料がかかりません。

Step 1. 企業情報の入力

○貿易登録申請者

・会員区分

非会員の方で入会を検討される方は、手続き等をご説明しますので、弊所までご連絡ください。

<連絡先>

大阪商工会議所国際部

06-6944-6411 occieco@osaka.cci.or.jp

・会員番号

大阪商工会議所の会員番号は **8桁の数字**（お手元にKTから始まる番号をお持ちの場合は、下8桁）です。

・旧貿易登録番号

会員・非会員とも**5桁以内の数字**です。

・会社名（和文表記）

法人格を入力されますと、「誓約書」や「業態内容届」の社名の法人格が重複しますので、ご注意ください。また、**本社・本店登録**で登録して下さい。

・代表者役職（和文・英文表記）

必須項目ではありません。弊所では、入力不要です。

・現住所（英文表記）

オンライン発給の場合、輸出者住所のデフォルト値として入力されます。（修正可能）

・現住所以外の証明書類上に記載する住所

現住所以外に、貿易関係証明に記載する可能性のある住所をお持ちの場合のみ入力してください。

○貿易登録に関する問い合わせ・連絡先

・連絡先住所（和文表記）

郵送物をお送りする住所を入力してください。

・メールアドレス

貿易登録の完了通知や、更新案内（システムから自動メール送信）等貿易登録に関する案内をお送りします。

貿易登録申請者		
会員区分	必須	▼選択してください
会員番号		【半角英数字・記号入力】 ※大阪商工会議所の会員で番号が分かる場合は入力してください。
旧貿易登録番号		【半角英数字・記号入力】 ※大阪商工会議所に貿易登録済みで番号が分かる場合は入力してください。
業種区分	必須	▼選択してください
法人格	必須	▼選択してください
法人格前位位置		▼選択してください
会社名 (和文表記)	必須	例: 日本商事
会社名 (フリガナ)	必須	例: ニッポンショウジ
会社名 (英文表記)	必須	例: Nippon Shoji Co., Ltd.
代表者役職 (和文表記)		例: 代表取締役
代表者役職 (英文表記)		例: President
代表者氏名 (和文表記)	必須	例: 日暮 太郎
代表者氏名 (フリガナ)	必須	例: ニッショウ タロウ
代表者氏名 (英文表記)	必須	例: Taro Nishio
登記上の所在地 (郵便番号)	必須	例: 100-0005
登記上の所在地 (和文表記)	必須	例: 東京都千代田区丸の内三丁目2番2号
現住所 (郵便番号)	必須	例: 100-0005
現住所 (和文表記)	必須	例: 東京都千代田区丸の内三丁目2番2号
現住所 (英文表記)	必須	例: 5F, Marunouchi Nijubashi Building, 2-2, Marunouchi 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
現住所以外の証明書類上に記載する住所 (英文表記)		① ②
電話番号	必須	例: 03-1234-5678
FAX番号		例: 03-1234-6789
URL(ホームページ)		例: https://www.jcci.or.jp
貿易登録に関する問い合わせ・連絡先		
連絡先住所 (郵便番号)	必須	例: 100-0005
連絡先住所 (和文表記)	必須	例: 東京都千代田区丸の内三丁目2番2号
部課名 (和文表記)		例: 輸出課
担当者氏名 (和文表記)	必須	例: 日暮 花子
担当者氏名 (フリガナ)	必須	例: ニッショウ ハナコ
電話番号	必須	例: 03-1234-5678
FAX番号		例: 03-1234-5678
メールアドレス	必須	例: nissyohanako@jcci.or.jp

○その他事項

・古物許可証の有無

弊所では、本項目を確認しませんが、入力規制上いずれかを選択してください。

・関連事業案内

弊所からの事業案内（メール配信）を希望されない場合は、チェックを外してください。

その他事項

万円
※登録簿原本上の資本金 **【半角数字 単位:万円】**
※カンマで区切らず数字のみで入力してください。

人
例:100 **【半角数字】**
※パート・アルバイトを含む人数

※年月日の間は/等で区切りください。 **【半角数字 YYYYMMDD】**

業種 ※最も利益や売上大きい業種を選択してください。

その他記入欄 (業種) **【全角入力】**
※その他も選択した場合該当する業種を入力してください。

主要取扱品 ※最も利益や売上大きい取扱い品を選択してください。

その他記入欄 (主要取扱品) **【全角入力】**
※その他も選択した場合該当する主要取扱品を入力してください。

貿易取引額 (輸出) 百万円 **【半角数字 単位:百万円】**
※前年度の直接取引額 ※カンマで区切らず数字のみで入力してください。

貿易取引額 (輸入) 百万円 **【半角数字 単位:百万円】**
※前年度の直接取引額 ※カンマで区切らず数字のみで入力してください。

古物許可証の有無 有り 無し

関連事業案内 担当専様(番号者)には、商工会議所が実施する事業の案内(メール配信)をお送りする場合があります。希望されない場合は、チェックを外してください。※郵便・FAXによる事業案内は必要に応じて送付させていただきます。

○個人情報の取り扱いと利用規約への同意

企業情報の入力完了後、「個人情報の取り扱い」及び「貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約」を必ずご確認いただき、同意のうえ、「同意して次へ」をクリックして入力内容の確認画面に進みます。

以下の【個人情報の取り扱い】および【貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約】を確認・同意のうえ次へ進んでください。
※貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約は、リンク先を表示してご確認ください。

【個人情報の取り扱い】
ご入力いただいた個人情報は、貿易関係証明発給業務、統計情報の集計(個人情報が還元できないよう加工します)、関連事業案内(以下で同意いただいた場合のみ)のために利用します。また、個人情報ならびに、登録内容・申請内容は、本人または法人の同意なく、第三者に提供することはありません。なお、以降のステップでご入力いただく情報についても、同様の取り扱いとさせていただきます。

【貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約】
<https://www.gcci.or.jp/cecc/file/kyakuzi201.pdf>

同意して次へ

「貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約」は、大阪商工会議所が、日本商工会議所の提供する「貿易関係証明発給システム」を利用して、オンライン発給等のサービスを提供するにあたって、弊所と日本商工会議所、申請者様・代行業者様との間でその条件を定めるものです。下記の全32条の規定及び別紙からなります。

第1条 (目的)	第12条 (本サービスの範囲)	第23条 (本システムの廃止)
第2条 (用語の定義)	第13条 (自己責任の原則)	第24条 (本サービスの追加、停止、終了)
第3条 (本サービスおよび本システムの構成)	第14条 (利用制限)	第25条 (申請者または代行業者が行う解除)
第4条 (本規約の適用)	第15条 (禁止行為)	第26条 (弊所が行う解除)
第5条 (本規約の変更)	第16条 (利用停止)	第27条 (損害賠償の制限)
第6条 (通知)	第17条 (データ管理)	第28条 (免責)
第7条 (利用登録)	第18条 (日商による個人情報の取り扱い)	第29条 (契約終了後の処理)
第8条 (管理者IDおよびパスワード)	第19条 (弊所による情報の管理・利用)	第30条 (権利義務譲渡の禁止)
第9条 (ユーザーIDおよびパスワード)	第20条 (サービスレベルおよび保障の制限)	第31条 (協議)
第10条 (サブIDおよびパスワード)	第21条 (本システムの変更)	第32条 (準拠法及び裁判管轄)
第11条 (本システムの利用料金)	第22条 (本システムの休止)	

Step2. 署名者情報の入力

申請方法（オンライン申請、窓口申請）に関わらず、貿易関係証明を行う署名者を入力してください。（原産地証明書および典拠インボイス等、商工会議所に提出する書類に書かれる署名を登録してください。）

①署名者情報の入力

※E-mailは、貿易関係証明のオンライン発給申請時に「本件に関するご担当者欄」に初期値として入力されます。発給申請時はE-mailの入力が必須になりますので、署名者情報の入力時点で必ず登録してください。

②「追加」をクリック

③署名者一覧に追加されます。

※登録する署名者が複数人いる場合、①②を繰り返して上限15人まで登録可能です。15人を超える場合は、別途理由書を提出してください。

④全署名者情報の入力完了後、「次へ」をクリック

※本画面の左上の「企業情報を修正する」ボタンをクリックすると、企業情報の入力画面に戻ります。

2. 書類提出

Step3. 必要書類の印刷・商工会議所への提出

「誓約書」および「業態内容届」「署名届」を印刷し、

・「誓約書」に押印

・「署名届」に肉筆サイン をしてください。

◎肉筆署名は枠内に記載してください。

（署名が枠にかかるとは登録ができません）

2. 提出書類のご案内 以下の（1）と（2）の書類をご準備ください。

- (1) 誓約書および貿易関係証明申請者登録台帳（業態内容届・署名届）の印刷
（以下よりA4サイズの白紙に等倍で印刷してご利用ください。）



「誓約書」と「業態内容届」「署名届」とその他の必要書類（次ページ）を弊所に提出してください。

誓約書

業態内容届

署名届

署名記入上の注意

・肉筆署名が少しでも枠線にかかると、署名を正確に取り込むことができないため、再提出が必要になります。

<その他の必要書類>

法人の場合	履歴事項全部証明書	<ul style="list-style-type: none"> 法務局で取得 発行日から起算して3か月以内の原本 登録更新、登録変更の場合は、現在事項全部証明書も可 法人格のない団体の場合は、認証の写し、定款、役員名簿等
	代表者印の印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> 法務局で取得 発行日から起算して3か月以内の原本 代表者が外国人で印鑑登録をしていない場合は、大使館・領事館や市区町村発行の署名の証明書も可
個人の場合	住民票	<ul style="list-style-type: none"> 氏名と現住所が記載された住民票記載事項証明書も可 発行日から起算して3か月以内の原本
	代表者の印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村で取得 発行日から起算して3か月以内の原本 代表者が外国人で印鑑登録をしていない場合は、大使館・領事館や市区町村発行の署名の証明書も可
	事業活動を示す資料	下記のうちいずれか1点 <ul style="list-style-type: none"> 個人事業税納税証明書（都道府県税事務所発行、確定額等0可） 税務署に提出した開業届の photocopy 確定申告書の photocopy

<提出方法>

○新規登録／登録更新

会員の場合は、窓口または郵送、非会員の場合は窓口

○登録切替

会員・非会員問わずメール

○登録変更

会員・非会員を問わず窓口または郵送

郵送先

〒540-0029

大阪府中央区本町橋2-8 大阪商工会議所国際部

※同システムを初めて利用する場合（新規登録またはシステム上に貿易登録を持たない場合の登録更新）には、**必ず返信用の定型封筒を同封して下さい。**

宛先 occieco@osaka.cci.or.jp

件名 ●登録切替●（貴社名／屋号）

本文
 旧貿易登録番号：○○○○
 法人名／屋号：○○○○
 法人所在地：○○○○
 登録する署名者の人数：○人

<添付> 署名記入済み署名届、業態内容届（PDF）

3. 登録審査

弊所にて貿易登録の審査を行います。提出書類が不十分な場合は、再度ご提出いただく必要があります。また、署名届に記載された署名が、枠線にかかっている場合は、再度署名届をご提出いただく必要があります。

4. 登録証受領

貿易登録の承認後、「貿易関係証明発給システム(<https://coo.jcc.i.or.jp/eCO/>)」の利用に必要な「貿易登録証」を交付いたします。貿易登録証には、システムにログインするための「商工会議所コード」「管理者ID」「管理者パスワード」が記載されています。

※【管理者ID】は、登録内容の変更や更新手続き、署名登録証（ユーザーIDとパスワード）の閲覧や出力に利用します。
※オンライン発給申請には【ユーザーID】を利用します。

大阪商工会議所 貿易登録証

〒540-0029
大阪府大阪市中央区本町橋 2-8
株式会社羽衣商事 御中

登録先商工会議所	大阪商工会議所
商工会議所会員	会員
貿易登録番号	2701000001
登録種別	申請者
貿易登録有効期間	2020年08月26日 から、2021年08月25日
企業名等	株式会社羽衣商事
英文社名	Hagoromo Trading Co., Ltd.
英文住所	2-8 Honmachi-bashi Chuo-ku, Osaka
商工会議所コード	2701
管理者ID	65a9L0luYit5
管理者パスワード	ub5uNt6u21Jt

同システムに管理者IDでログイン後、パスワード変更を行ってください。

※管理者パスワードは弊所でも確認できない設計になっているため、紛失された場合に復活することはできません。万が一紛失された場合は、所定の手続きに沿って弊所でリセットさせていただきます。手続きには1週間程度の時間がかかります。

セキュリティ保護のため、定期的にパスワードを変更してください。アルファベット・数字の組み合わせで8桁以上、16桁以下で設定してください。大文字(A)・小文字(a)は区別されます。記号は使用できません。

ユーザー名	管理者
新パスワード	<input type="password"/>
新パスワード(確認)	<input type="password"/>

更新 戻る



同システムのメインメニューの「登録内容/署名者確認」から、「署名登録証印刷」を選択し、「署名登録証」を出力してください。出力した署名登録証は署名者（サイナー）に配布してください。

※署名登録証は初回の出力時のみ、パスワードが表示され、2回目以降は「*****」と非表示になります。万一、パスワードが参照できなくなった場合は、メインメニューの「署名者管理」からパスワードを変更してください。

貿易登録番号	2701000003
企業名	一般財団法人新生地球三体協会 N.E.T.O

貿易登録証印刷
署名登録証印刷